



地域（亀山市）と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 県政レポート

長田たかひさ

2019年1月
No.40



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等
●医療保健子ども福祉病院常任委員会 委員
(医療保健部、子ども・福祉部、病院事業庁の所管及びこれに関連すること)
●予算決算常任委員会 理事
●議会運営委員会 委員
●議会改革推進会議 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

●予算決算常任委員会総括的質疑(2018年12月7日)より

■三重県指定管理鳥獣捕獲等事業について

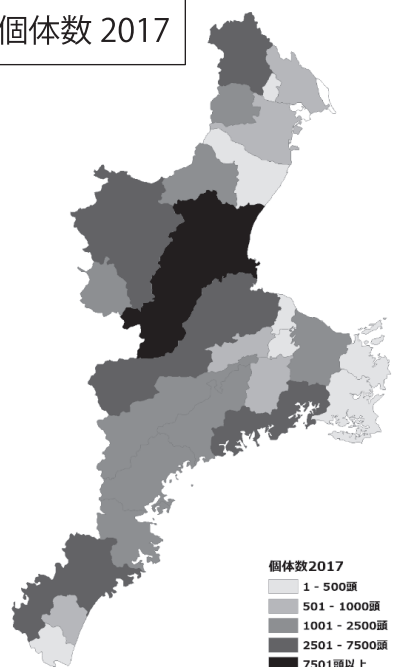
Q.2014年5月の鳥獣法の改正により、生息数が著しく増加した野生鳥獣について、その生息数を適正な水準に減少させることなどを目的として、国と県による捕獲等が実施できることになったことから創設されたもので、三重県指定管理鳥獣捕獲事業の今後の方向性はどうなっているのか

A.2015年度から、ニホンジカとの衝突事故が発生し生活環境への被害が発生している鉄道周辺、複数市町にまたがる捕獲が進みにくい地域、生息密度の高い地域において県が独自にニホンジカを捕獲している。今後とも、そのような地域で捕獲を進めていく。

※これまでの実績

2015年度 尾鷲市・紀北町のJR紀勢本線の沿線で、「わな」により106頭を捕獲
2016年度 大紀町のJR紀勢本線の沿線で「わな」「銃」により270頭を捕獲
2017年度 亀山市・伊賀市のJR関西本線の沿線、津市のJR名松線、近鉄大阪線の沿線を中心に、「わな」により、亀山市で163頭、伊賀市で297頭、津市で460頭の合計920頭を捕獲
2018年度 大紀町のJR紀勢本線の沿線及び、大紀町・度会町の2町にまたがる地域と、生息密度の高い「いなべ市」で「わな」により、それぞれ310頭を捕獲予定

個体数 2017



生息密度 2017

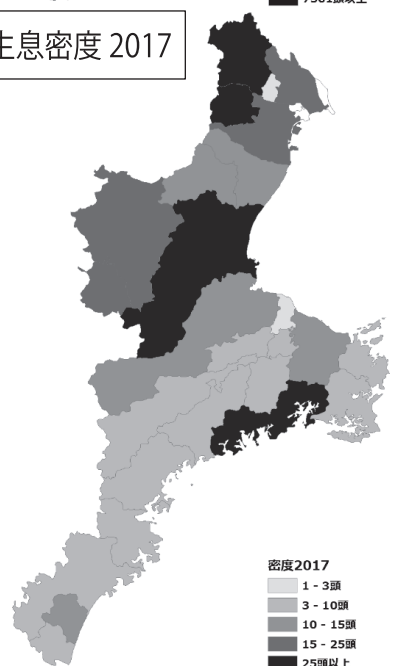


表 市町別の個体数と生息密度推定結果(2017年度)

管理区分	市町	個体数		生息密度(頭/km ²)	
		中央値	(90%信用区間)	中央値	(90%信用区間)
四・伊賀	桑名市	532	(311-1,027)	17.6	(10.3~34)
	いなべ市	4336	(1,761-10,710)	33.8	(13.7~83.6)
	木曽岬町	0	(0-0)	0	(0~0)
	東員町	4	(3-8)	2.4	(1.5~4.4)
	四日市市	606	(183-1,720)	21.1	(6.4~60)
	鈴鹿市	474	(241-1,011)	13.2	(6.7~28.2)
	亀山市	1322	(445-3,605)	11	(3.7~30)
	菰野町	1658	(865-3,463)	31	(16.2~64.8)
	朝日町	0	(0-0)	0	(0~0)
	川越町	0	(0-0)	0	(0~0)
津・松阪	伊賀市	5112	(2,458-10,415)	15	(7.2~30.6)
	名張市	1356	(785-2,615)	19.7	(11.4~38)
	津市	11889	(7,093-22,609)	28.6	(17.1~54.4)
	松阪市	5348	(3,169-10,190)	12.5	(7.4~23.8)
	多気町	554	(124-1,688)	9.4	(2.1~28.5)
伊勢志摩	明和町	3	(2-6)	1	(0.6~1.9)
	大台町	1815	(999-3,538)	5.4	(3~10.5)
	伊勢市	1349	(792-2,581)	12.3	(7.2~23.6)
	鳥羽市	384	(114-1,096)	5.1	(1.5~14.7)
	志摩市	484	(167-1,303)	5.3	(1.8~14.3)
	玉城町	59	(34-114)	4.7	(2.7~9.1)
	度会町	943	(482-1,882)	8.3	(4.2~16.5)
	大紀町	1332	(789-2,530)	6.3	(3.7~12)
尾鷲・熊野	南伊勢町	5387	(2,358-11,276)	26.1	(11.4~54.6)
	尾鷲市	1089	(626-2,113)	6.2	(3.5~11.9)
	紀北町	1735	(1,037-3,301)	7.6	(4.5~14.4)
	熊野市	2719	(1,646-5,082)	8.3	(5~15.4)
	御浜町	732	(427-1,411)	12.8	(7.5~24.8)
	紀宝町	344	(191-682)	5.7	(3.2~11.2)

図 市町毎の個体数と生息密度推定結果(2017年度)

Q.2019年度から「みえ森と緑の県民税」でも、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」の中の想定事業例として「森林機能を維持するための獣害対策」が示されているが、三重県指定管理鳥獣捕獲事業との違いは何か

A.「みえ森と緑の県民税」による事業は、植栽地等を守ることで森林の有する公益的機能の維持増進を目的としている